

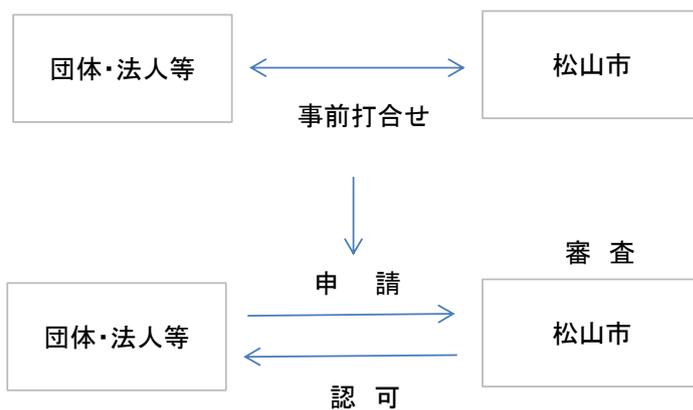
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 58

処 分 名	助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設の設置の認可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を行い、助産施設、母子生活支援施設及び児童厚生施設の設置を認可する。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第35条第4項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	180日	
標準処理期間	計	180日
判断基準	児童福祉法施行規則37条に定める基準を満たし、松山市児童福祉法施行細則2条により申請されたもの。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>児童福祉法            第35条第3項 市町村は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。            第35条第4項 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>児童福祉法施行規則            第37条 法第35条第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。            一 名称、種類及び位置            二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面            三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程)            三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴            四 収支予算書            五 事業開始の予定年月日            ② 法第35条第4項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。            ③ 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。            一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類            二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類            三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約</p> <p>松山市児童福祉法施行細則            第2条 法第35条第4項の規定により、助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所(以下「特定児童福祉施設」という。)又は児童厚生施設の設置認可を受けようとする者は、特定児童福祉施設等設置認可申請書(第1号様式の33)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。